

さっぽろし しょう ふくししさく かか けいかくけんとうかいぎ かいさいようりょう  
札幌市の障がい福祉施策に係る計画検討会議 開催要領

へいせい ねん がつ にち  
平成26年5月15日

さっぽろししょう ほけんふくしぶちょうけっさい  
札幌市障がい保健福祉部長決裁

- 1 さっぽろし しょう ふくししさく かか けいかく さくていさぎょう  
札幌市の障がい福祉施策に係る計画の策定作業において  
いけん もと けいかくけんとうかいぎ い か かいぎ  
意見を求めるため、計画検討会議（以下「会議」という。）  
かいさい  
を開催する。
- 2 かいぎ いいん しょう しゃ しょう しゃ ふくし かん じぎょう  
会議の委員は、障がい者、障がい者の福祉に関する事業  
じゅうじ ものおよ がくしきけいけんしゃとう しちょう いしよく  
に従事する者及び学識経験者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 いいん にんき いしよくび へいせい ねん がつ にち  
委員の任期は、委嘱日から平成27年3月31日までとする。
- 4 かいぎ ひつよう おう いいんいがい しゃ しゅつせき もと  
会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めること  
ができる。
- 5 かいぎ しょむ しょう ふくしか しょうり  
会議の庶務は、障がい福祉課において処理する。
- 6 ぜんかくごう さだ かいぎ うんえい かん じごう  
前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項  
た ひつよう じごう しょう ほけんふくしぶちょう さだ  
その他必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。